

別紙

諮詢第 1771 号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「レセプトの誤診」請求した〇〇病院は、数年後の〇〇区福祉事務所の福祉オンブズマン委員の調査上の〇〇院長名文書の添付での請求者知るところ（R〇.〇.〇）。令和〇年〇/〇付〇〇院長名文書は、平成〇年〇月分～令和〇年〇月分までのレセプト上：〇〇（病名）の請求が数回（11回以上）有り、〇〇（病名）の疑い請求「2回までの保険診料」を不正請求の否定できるもの。※H〇.〇月分・次月の2回のみ可能！」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和 6 年 4 月 10 日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 7 月 18 日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和 6 年 8 月 13 日に実施機関から理由説明書を收受し、令和 7 年 7 月 25 日（第 260 回第二部会）から同年 11 月 21 日（第 263 回第二部会）まで、4 回審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 診療報酬の請求について

保険医療機関を受診した者（以下「被保険者」という。）は、診療報酬の一部を保険医療機関へ支払い、保険医療機関は、診療した被保険者の傷病名、投薬等の診療内容を記入したカルテを作成する。また、保険医療機関は、このカルテから1か月分の診療内容を集約して診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に対してその診療報酬を請求（以下「レセプト請求」という。）する。審査支払機関での審査後、同機関から保険者に対し診療報酬を請求し、保険者は同機関を経由して保険医療機関へ診療報酬を支払う。

### イ 生活保護法による医療扶助及び指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号）において、都道府県は、福祉事務所を設置していない町村部において、自ら保護の実施に当たるほか、市町村長の行う事務について事務監査を行い、保護施設の認可・指導監督等の事務、医療機関等の指定・指導等の事務、審査請求等の事務等を担っている。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種の扶助に分けられ、それぞれの扶助は最低生活を充足するに必要とされる限度において、要保護者の必要に応じて単給又は併給として行われる。

そのうち、医療扶助のための医療を担当する機関（以下「指定医療機関」という。）は、開設者の申請により、国の開設した医療機関については厚生労働大臣の指定を、他の医療機関については都道府県知事の指定を受けることとされている。

### ウ 診療報酬の支払いに係る都道府県の業務内容について

前記アのとおり、保険医療機関はレセプト請求を行い、審査支払機関での審査を経て、同機関から保険者に対し診療報酬を請求し、保険者は同機関を経由して保険医療機関へ診療報酬を支払う。

一方、指定医療機関が福祉事務所長等の委託に基づき生活保護受給者に医療を給付した場合、指定医療機関は、審査支払機関を経由して都道府県へ診療報酬を請求する。この際、審査支払機関は請求内容を審査し、当該審査が完了した請求内容について都道府県知事が更に審査の上、生活保護法53条に基づき診療報酬額を決定し、審査支払機関及び福祉事務所等宛て通知を行い、審査支払機関を通じて指定医療機関へ診療報酬が支払われる。

#### エ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、疑い病名で3回以上レセプト請求することが不正請求ではないことを認める公文書を開示請求したところ、「疑い病名にて3月以上診療報酬の請求をすることが不正請求ではないと判断できる根拠」という件名で不存在を理由とする不開示決定を受けたため、請求内容と決定内容が不一致である旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件開示請求の受付時に審査請求人から経緯等を聞き取り、開示請求の趣旨を確認した上で、本件開示請求に係る公文書を作成及び取得していないため、本件不開示決定を行ったものであると説明する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところによると、レセプト請求は1か月ごとに行うものであるため、本件不開示決定の件名である「疑い病名にて3月以上診療報酬の請求をすることが不正請求ではないと判断できる根拠」は、審査請求人が主張する「疑い病名で3回以上レセプト請求することが不正請求ではないことを認めるもの」と同旨であるとのことであった。

また、都道府県等が行う請求内容の審査に係る厚生労働省通知を審査会が見分したところ、疑い病名によるレセプト請求の上限に関する記載はないことを確認した。

以上のことから、本件開示請求に係る公文書について、作成及び取得していないため存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に文書の存在をうかがわせる事情は見当たらないことから、不存在を理由として不開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 蘭子